⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部室等の名称及び所在地
⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続
⑺　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第５条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
⑻　随意契約によることとした場合はその理由
⑼　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条の２　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録（契約の手続きにおいて電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。
（契約事務の管理）
第16条　この規則による特定調達契約に関する事務の管理は、契約規則第３条に規定する契約責任者が行うものとする。
附　則
（施行日）
この規則は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年９月25日改正）
この規則は、平成24年10月１日から施行する。
附　則（平成26年３月24日最終改正）
この規則は、平成26年４月16日から施行する。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
東京地下鉄株式会社
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
（趣旨）
第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他国際約束を実施するため、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち協定その他の国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、物品契約事務規則（平成16年４月社達第90号）、役務契約事務規則（平成16年４月社達第94号）及び工事請負等契約事務規則（平成16年４月社達第119号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規則における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この規則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12か月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12か月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、協定の付属書Ⅰ日本国の付表３中、付表３に関する注釈１から３まで及び４注ａに掲げる産品、サービス、契約及び調達に係る特定調達契約に関する事務及び有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
⑴　物品等の調達契約　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第101条１に規定する基準額
⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　協定の附属書Ⅰ日本国の付表３に掲げるサービスのうち建設サービスに係る基準額
⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　協定の附属書Ⅰ日本国の付表３に掲げるサービスのうち同協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに係る基準額
⑷　特定役務のうち上記以外の調達契約　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第101条１に規定する基準額